

公正取引委員会による勧告事例

○株式会社 JR 東日本ステーションリテイリングに対する件

1 事業者の概要

株式会社 JR 東日本ステーションリテイリング（以下「JR 東日本リテイリング」という。）は、「エキュート」及び「マーチエキュート」と称する店舗において、食料品、衣料品、雑貨等を販売する小売業者であるところ、一般消費者が日常使用する商品の売上高が 100 億円以上の大規模小売事業者であり、また、当該店舗で販売する商品を納入業者から継続して供給を受けており、消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者該当する。

2 違反行為の概要

JR 東日本リテイリングは、平成 25 年 10 月、消費税率引上げへの対応として、納入業者と相談することなく、「エキュート」5 店舗での販売促進企画（下表）の実施を独自に決定し、平成 25 年 11 月及び 12 月、全ての納入業者（161 社）に対して、定例会議において、文書を配布の上、販売促進企画への参加を要請することにより、販売促進企画の対象商品の仕入価格を、当該商品と同種又は類似の商品に対して通常支払われる対価に比べて 3% 程度低く設定した。

（販売促進企画の概要）

名称	実施期間	対象	内容	想定例(平成 26 年 3 月 31 日まで 1,050 円(税抜 1,000 円)の商品)
生活応援バザール	平成 26 年 4 月 1 日～14 日	全ショップ 1 商品以上	3%以上の値引き	既存の商品について、内容を変更することなく、税込価格を据置き（1,050 円（税抜 972 円））
クオリティプライスキャンペーン	平成 26 年 4 月 15 日～6 月 30 日	全ショップ 1 商品程度	3～5%程度のお得感を感じる新価格商品の投入	既存の商品について、税抜価格を変更せずに（1,080 円（税抜 1,000 円））、内容量を増量

3 勧告の概要

公正取引委員会は、JR 東日本リテイリングに対し、消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段（買ったたき）の規定に違反する行為が認められたことから、平成 26 年 4 月 23 日、以下の対応などを求める勧告を行い、同日その旨を公表した。

- 仕入価格の引下げ額に相当する額を支払うこと。
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと。